

令和7年度

高圧引き込みケーブル更新修繕

仕様書

環境部クリーンセンター

1 概要

本修繕は、クリーンセンター（以下「当該施設」という。）敷地内の地中に敷設されている高圧ケーブルを更新することを目的とする。

2 修繕の場所

盛岡市上田字小鳥沢148番地25（クリーンセンター）

3 修繕の期間

契約締結日の翌日から令和7年12月19日まで

4 修繕等の内容

当該施設の高圧気中開閉器二次側から計器用変成器一次側の間に敷設されている高圧ケーブルについて、一般社団法人日本電機工業会で定める更新推奨時期25年を経過し、施工（設置）から33年経っていることから、高圧ケーブルの更新を実施するものとする。

5 修繕等の条件

- (1)受注者は、発注者が別途契約している、業務委託や修繕等の作業に支障を来さないよう十分な打合せや協議を実施し、問題なく作業を進めなければならない。
- (2)受注者は、本修繕で発生した産業廃棄物は、発注者の指定する場所へ運び、引き渡ししなければならない。

6 修繕等の範囲

(1)現地調査及び資材等の把握

- (イ)柱上高圧気中開閉器の場所確認
 - (ロ)電気室内の計器用変成器の場所確認
 - (ハ)地中配管経路及び予備FEP管（高圧用）の確認
- (ニ)高圧ケーブルの長さ測量
- (ホ)資材等の発注
- (ヘ)資材等の納入

(2)新設高圧ケーブルの敷設

- (イ)資材等を施設へ搬入
- (ロ)予備のFEP管（高圧用）へ新設高圧ケーブルを通線する。（柱上高圧気中開閉器及び電気室内の計器用変成器廻りを除く。）
- (ハ)新設高圧ケーブルへ養生等を施す。

(3)当該施設の全休炉（全停電）に係る作業等

- (イ)停電・短絡接地の取り付け。
- (ロ)予備のFEP管（高圧用）へ新設高圧ケーブルを通線する。（柱上高圧気中開閉器及び電気室内の計器用変成器廻り）
- (ハ)端末処理の組み立て

- (ニ)耐圧試験・絶縁抵抗測定
- (ホ)既設高圧ケーブルの切り離し。
- (ヘ)新設高圧ケーブルの取り付け。
- (ト)短絡接地取り外し・受電。
- (4) 既設高圧ケーブルの撤去
 - (イ)ハンドホール区間での既設高圧ケーブルの撤去。
 - (ロ)撤去した高圧ケーブルを指定場所保管。

7 材料等

(1)高圧ケーブル (6kV EM-CET100sq)	210m
(2)端末処理材 (屋外用)	1組
(3)端末処理材 (屋内用)	1組
(4)ステンレスバンド	6本

8 共通仕様

実施設計書や仕様書に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（最新版）及び、「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（最新版）によることを原則とし、これによりがたい場合は、発注者と協議することとする。

9 施工

- (1)施工場所が第三者に危険をおよぼす危険性がある箇所について、施設利用者や施設関係者、付近住民の安全対策を十分に考慮し、必要な措置を取ることとする。また、施工する前には、発注者と協議をおこない、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。
- (2)本修繕に使用する材料等について、受注者は設計図書等に定めている事項と同等品以上のものを納めなければならない。
- (3)本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4)調査等で重大な不良箇所が判明した場合は、速やかに発注者へ報告し、指示を受けるものとする。
- (5)施工に必要な水、電力等の費用について、原則的に受注者が負担することとする。また、受注者が施設の水や電力を使用したい場合は、発注者と協議のうえで決定することとする。
- (6)発生材の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適正に処分すること。
- (7)事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。
(要領書等は盛岡市ホームページを参照)
- (8)修繕の着手及び施工や完成について、官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関への必要な諸手続等は、発注者と協議の上受注者が滞滞なく処理すること。また、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。

10 主な提出書類

(1) 修繕着手時に必要な書類

- (イ) 修繕着手届
- (ロ) 実施工程表
- (ハ) 現場責任者通知書（経歴書、現場責任者が社員と証明できる書類の写し）
- (ニ) 下請負予定表（様式は発注者が指定したもの）
- (ホ) 修繕施工計画書

(2) 修繕施工期間中に必要な書類

- (イ) 修繕週報（現場施工した週のみ提出のこと）
- (ロ) 修繕打合せ簿等
- (ハ) 機器承認図

(3) 修繕完成時に必要な書類

- (イ) 施工写真（施工前・施工中）
- (ロ) 完成写真
- (ハ) 機器完成図・出荷証明書・保証書
- (ニ) 試験成績表
- (ホ) 産業廃棄物管理票（マニフェストD票・E票）の写し。または、産業廃棄物に係る処理業者との契約書の写し。（本修繕では対象外とする。）
- (ヘ) 修繕完了届・修繕引渡書
- (ト) その他必要な書類

11 修繕完了検査

受注者は、修繕が完了した際は、修繕完了届を速やかに提出し、発注者の完了検査を受けなければならない。また、検査で必要とする費用等は全て受注者が負担するものとする。

12 契約金額の支払い

金額の支払いについて、修繕完了検査に合格した際は、契約金額の全てを受注者へ支払うこととする。

13 変更契約

本修繕について、仕様書等の内容に疑似が生じた場合は、発注者と受注者両者協議のうえ、契約金額を変更するものとする。

14 その他

- (1) 本修繕の保証期間は、修繕引き渡しの日から1年間とする。
- (2) 本修繕の仕様書等に疑義が生じた場合について、発注者、受注者の両者協議のうえ、決定するものとする。